

令和4年 第5回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 令和4年9月1日(木)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言18時56分 閉会宣言19時30分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
教育長	岸本幸雄	職務代理者	福田一成
委員	高見真由美	委員	居城博明
委員	宇都宮弥生		

5. 欠席者は次のとおりです。無し

6. 遅刻者は次のとおりです。無し

7. 早退者は次のとおりです。無し

8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
生涯学習課長	熊谷雄二	生涯学習課参与	新輪誠一
学校教育グループ 総括主査	原田了	学校教育グループ 主査	熊谷駿佑

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第15号	令和5年度から使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について
議案第16号	令和3年度清里町教育委員会点検・評価報告書について
議案第17号	令和4年度「全国学力・学習状況調査」調査結果の取り扱いについて

10. 議事の経過
別紙

第5回清里町教育委員会 議事録

令和4年9月1日(木)

議長	<p>ただいまから、令和4年第5回清里町教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則第6条により本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第24条第2項の規定により、居城委員と宇都宮委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2 議案第15号 令和5年度から使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただいま上程されました、議案第15号 令和5年度から使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について、提案理由の説明を行います。</p> <p>教科用図書の採択につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、清里町において令和5年度から使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について、教育委員会の議決を求めるものです。</p> <p>採択地区市町村教育委員会では、都道府県教育委員会からの指導等を受けて、各教科書の内容を調査・研究し、選定委員会を経て、1教科につき1種類の教科書を採択いたします。</p> <p>採択地区の設定については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条で、都道府県教育委員会が採択地区を設定することとなっております。</p> <p>本町につきましては、オホーツク管内の市町村で構成する第9地区教科用図書採択教育委員会協議会に所属しております。</p> <p>教科用図書の採択につきましては、法律第13条の4項に基づき、採択地区が2以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、地区内で同じ教科書を採択しなければならないと定められております。</p> <p>また、同法第14条において、政令で定める期間として、原則4年間は、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択することと定められており、小学校では令和元年度に採択された教科書を令和2年度から使用しており、令和5年度も同じものを使用します。</p> <p>中学校では令和2年度に採択された教科書を令和3年度から使用しており、令和5年度も同じものを使用します。</p>

	<p>それでは、議案書をおめくりいただき、別紙をごらんください。</p> <p>令和5年度から使用する教科用図書について、1が小学校、2が中学校、次のページの3が小中学校の特別支援学級で使用するものとして、採択する教科書です。</p> <p>それぞれ、教科名の下に発行者名を略称で記載しております。正式名称は、下の注意書きのとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小学校については、今年度と同じ教科書になります。 2. 中学校についても、今年度と同じ教科書になります。 3. 特別支援学級で使用する教科書については、昨年まで採択されていた教科用図書(一般図書)に、記載の図書が新たに加えられております。 <p>第9地区におきましては、記載の図書が採択されておりますので、本町におきましても同様に、小学校中学校ともに昨年と同様のもの、特別支援学級については昨年まで採択されていた図書に新たに選定した図書を加えたものについて、採択することとなります。</p> <p>以上で、議案第15号の提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第15号 令和5年度から使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第15号 令和5年度から使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第3 議案第16号 令和3年度清里町教育委員会点検・評価について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただいま上程されました、議案第16号 令和3年度清里町教育委員会点検・評価報告書について、提案理由の説明をいたします。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限の属する事務の管理及び執行の状況に関する点検報告書を作成し、議会に提出し、公表することと定められております。</p> <p>それでは、別冊資料に基づき、説明いたします。</p> <p>1Pの1、はじめにの(1)は本報告書の趣旨でありまして、教育行政の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、その結果を議会に</p>

提出し、公表することが義務付けられたことから、報告書を作成し、公表するという内容であります。(2)点検評価の対象は、令和3年度清里町教育行政執行方針に掲げている主な事業について行うものです。(3)点検・評価の流れにつきましては、「教育委員会会議の活動状況」等について点検するとともに、令和3年度の教育委員会の主な事業について点検・評価した結果について、客観性を確保するために学識を有するものからの意見聴取しております。

なお、1Pの下の四角の枠内に、根拠となる法律の抜粋を掲載しております。

2Pからは教育委員会の活動状況で、2の(1)教育委員会会議の開催状況及び審議状況について4月23日から4P、3月24日まで、教育委員会会議が計8回、教育委員会協議会が計10回開催されております。

4Pの(2)は教育委員会会議の項目別点検でありまして、項目ごとの件数をまとめております。

付議された案件のうち、報告事項とその他を除きまして、件数が最も多かったのは、③規則その他規程の制定及び改廃に関するものがそれぞれ9件、⑦法令又は条例に基づく委員の任命(委嘱)に関するものが7件、続いて、④教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関するものが5件となっております。

5Pの(3)は、教育委員の皆様、教育委員会会議及び協議会以外の活動状況です。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業が一部中止もしくは簡素化されましたが、成人式が令和2年度の延期分を含む2回、総合教育会議、文化賞・スポーツ賞授賞式にそれぞれ出席いただいております。

(4)は、教育委員会関連委員会の活動状況を記載しておりまして、①清里町社会教育委員兼生涯学習総合センター運営審議会が4回、②スポーツ推進委員会は会議開催が6回、事業実施がわんぱくジュニアクラブの1回、③教育支援委員会が1回、④総合教育会議が1回、⑤学校運営協議会が3回開催されるなどの活動が行われております。

7Pからは、令和3年度清里町教育行政執行方針に基づく事業の内容・成果さらに事業の点検結果について記載しております。(1)の総評に記載のとおり、令和3年度事業につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応影響により、中止や縮小せざるを得ない事業がありました。

(2)の事業の点検につきましては、7P～12Pまでが学校教育の推進についてで、①幼児教育の振興、②小中学校教育の充実、11ページ③高等学校教育の振興について、事業ごとに目的、取組実績、成果等を記載しております。

13Pからは社会教育の推進についてで、①幼少年教育の清里こども塾から、14Pの「子ども農園」まで、②国際理解教育は、15Pの清里高校生海外派遣研修事業から16Pの交換留学生事業まで、③成人、

高齢者教育が16P 清里みらい塾から18P の社会教育関係団体への支援まで、

④社会体育の推進が、18P のさわやか健康講座から、21P 各種スポーツ大会の運営協力まで、⑤文化活動が21P 青少年芸術劇場から22P まちかどギャラリーまで、⑥読書活動が22P 図書館資料の充実から25P 図書館司書の学校派遣まで、⑦社会教育施設が26P 生涯学習活動車の運行管理及び社会教育施設の管理運営及び改修・備品購入等までとなっており、項目ごとに目的、取組実績、成果等を記載しておりますが、項目ごとの説明は省略させていただきます。

27Pからは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づく外部評価として、8月26日に、元清里町立緑町小学校長の中村信之氏に、意見を聴取し、総合評価を行っていただいた内容を記載しております。

(3) 主な意見といたしましては、①教育委員会活動については、「教育行政を取り巻く環境の変化に対応し、教育予算の執行、規則・規定等の制定や改廃について迅速に審議され、その機能を果たしている」また、「新型コロナウイルス感染症の影響により、教育の実態把握の機会が減り、苦慮されている」、また「総合教育会議を通じて町長と教育委員が本町の教育課題や目指すべき姿を共有し、効果的に教育行政が推進されている」などの意見をいただいております。

②点検・評価報告書については、「事業実施にあたり教育委員会会議等での意見を取り入れたなか実施されており、次年度の取組みに向けた自己評価がなされている」とされています。

学校教育においては、「認定こども園の整備に向けた協議がなされ、」
「GIGA スクール構想や小学校の大規模改修、教育支援専門員や特別支援教育支援員の配置などの学習環境づくり」が行われており、今後さらなる充実が図られることを期待するといった意見をいただきました。

また、清里高校に対する支援については、真に生徒が学びたい教育内容の構築やそのための環境整備に対する支援が推進されることを期待するという意見をいただきました。

社会教育においては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や縮小された事業がありますが、世代ごと、分野ごとの学習機会の提供されており、今後もより実践的な学習が推進されることを期待するといった意見をいただきました。

また、読書活動については、図書館における蔵書の充実や図書館だより等による住民への情報提供、司書の学校派遣が行われており、今後とも図書館の利用促進と、子どもの活字離れが進まないようさらなる事業展開を期待するといった意見をいただきました。

生涯スポーツについては、住民の健康づくりや疾病予防の観点から、年齢層に応じた各種教室が積極的に行われており、今後は、老朽化している体育施設の年次的な修繕を行いながら、なお一層住民の健康づくりに寄与する事業展開を期待するとのことでした。

新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおりの事業実施が難

	<p>しい中、感染防止に十分配慮した事業が展開されていること、人との接触が制限され、引きこもりがちになっている生活の中で求められる事業、そして ICT を活用した新たな事業形態への対応、時代のニーズに即した活動を期待するとされています。</p> <p>(4) 総合評価としましては、各施策の目的や目標の達成に向け、柔軟かつ積極的な教育行政の推進と教育委員会組織の活性化に向けた努力を期待するとの意見でした。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない困難な状況が続く中、学校教育、生涯学習の機会確保に努めるよう意見をいただきました。</p> <p>30Pからは参考として、令和3年度清里町教育行政執行方針を添付しております。</p> <p>なお、この点検評価報告書は、このあと、9月定例町議会に提出し、併せて、清里町のホームページに掲載し、町民に公表するものであります。</p> <p>以上で、議案第16号の提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
宇都宮委員	小中一貫教育の現状は
岸本教育長	今年度より試行的に導入している。スクールカレンダーの統一や総合的な学習の時間のカリキュラムをコミュニティスクールを活用しながら繋がりのある体験活動を行っている。今後さらに深化させていきたいと考えている。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第16号 令和3年度清里町教育委員会点検・評価について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第16号 令和3年度清里町教育委員会点検・評価については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第4 議案第17号 令和4年度「全国学力・学習状況調査」調査結果の取り扱いについて を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました議案第17号 令和4年度「全国学力・学習状況調査」調査結果の取り扱いについて提案理由の説明を致します。</p> <p>次のページ、別紙をご覧ください。</p>

令和4年4月19日実施の「全国学力・学習状況調査」の結果等について、下記のとおり取り扱うこととするものであります。

昨年と同様、学校間の過度な競争を避けること、さらには、地域の特殊性やプライバシー等に配慮する観点から、以下のとおりいたします。

1 町全体の状況の公表については、小学校並びに中学校の結果について、平均正答率の数値を除き公表することとする。なお、個人情報特定される恐れがあるときは公表しないこととする。

2 公表の方法につきましては、町全体の状況をグラフ等により国・道・管内と比較・分析するとともに、平均正答率については、国・道・管内との比較を数値以外の文言で表現する。

また、質問紙調査の結果や現在の学力向上の取組み、今後の改善方策等を示す。

3 「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載につきましては、北海道教育委員会が作成する令和4年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」に清里町の結果資料を掲載することについて同意する。

4 文部科学省が示すガイドラインに基づく個票データの貸与につきましては、文部科学省が策定している「全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与に係るガイドライン」に基づく個票データの貸与について同意する。

ただし、貸与データの研究等の成果の公表に当たって、特定の個人、学校又は設置管理者が第三者に識別される場合にあっては同意しない。としております。

以上、調査結果につきましては数字ではなく文言で表現されるとともに、北海道教育委員会が発行する北海道版結果報告書に清里町の結果を掲載することや、文部科学省のガイドラインに基づくデータの貸与について同意するものです。

なお、北海道版結果報告書への掲載は、今後、道教委と協議し、清里町としての掲載内容を決定した上で行われることとなります。さらに、町広報により町内にも公表いたします。

以上で、議案第17号の提案理由の説明を終わります。

議長

これから質疑を行います。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

議案第17号 令和4年度「全国学力・学習状況調査」調査結果の取

	り扱いについて を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 議案第17号 令和4年度「全国学力・学習状況調査」調査結果の取り扱いについては、原案どおり決定されました。
議 長	本委員会に付された案件は、以上で終了いたしました。 これで、本日の委員会を閉会いたします。